

続いて、基本構想及び基本計画の策定にあたっては、10代から60代までの幅広い年齢層が参加した「市民ワークショップ」や、清水区民2,000人を無作為抽出して行った「市民アンケート」、加えて2回の「パブリックコメント」を実施し、合計2,533件のご意見をいただくなど、多くの市民意見を集約し、その結果を反映してまいりました。

#### (4) 意思決定

以上のとおり、市の方針は、全ての会議を公開で行った「新清水庁舎建設検討委員会」や「パブリックコメント」などを通じて市民の皆様の意見を集約し、その上で、市の重要な事項について協議を行う経営会議を招集し、正式に決定したものです。

そして、「清水庁舎整備等事業」は、議会制民主主義の正当な手続に則り、静岡市議会令和元年9月定例会において、「新清水庁舎整備に係る事業予算」94億3,900万円の債務負担行為及び「静岡市区の設置等に関する条例等の一部改正」で清水庁舎の位置を「清水区袖師2002番地」へ改正することについて、市議会による十分な審議を経て議決をいただき、市としての意思決定を行ったところです。

### 3 住民投票条例案の問題点について

次に、請求代表者が提出した住民投票条例案の問題点について申し上げます。

#### (1) 第15条(投票結果の尊重)

第15条(投票結果の尊重)において「市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない」と規定されている一方で、住民投票の成立要件についての規定がありません。投票率の成立要件がないため、投票率が著しく低かった場合に、その結果が住民の意思を十分に反映しているとは言えませんし、得票率の成立要件がないため、何を持って多数意見とするのかの規定ができません。

したがって、当該住民投票条例案によって住民投票を実施したとしても、第1条に規定されている「住民の意志を反映させる」ことは困難です。

#### (2) 第17条(委任)

第17条(委任)において、「この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、本条例制定請求者を加えて協議し、規則で定める。」とあります。地方自治法第15条第1項には「普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。」と規定されています。当該規則は、市長が執行する事務と定められた本件住民投票について、その細目を地方自治法上の権限に基づき定めるためのものであって、ここに請求者との協議を義務付けることは、地方自治法上の長の権限の阻